

# 平成26年度 第1回芦屋市霊園使用者選考委員会

## 申込資格等新旧対照表

芦屋市役所 市民生活部 環境課

申 込 資 格	従来方式		新方式 (案)
	《遺骨をお持ちの方》	《遺骨をお持ちでない方も可》	《遺骨をお持ちでない方も可》
	<p>申込みをされる方は、次の(1)～(5)すべての項目に当てはまる必要があります。</p> <p>(1) 下記に当てはまり、かつ、お墓を主としてお祭りする方（墳墓の祭祀を主宰する方で戸籍により確認できること。）</p> <p>平成25年9月1日以前から引き続いて、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方</p> <p><u>ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は申込みことができます。</u></p> <p><u>(2) 配偶者又は血族一親等（実親、実子、養親、養子）の遺骨があり、次のア、イのいずれかに当てはまる方（分骨による申込みは認められません。）</u></p> <p><u>ア 現に遺骨を持っている方（埋火葬許可証があること。）</u></p>	<p>申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまり、お墓を主としてお祭りする方（墳墓の祭祀を主宰する方）である必要があります。</p> <p>(1) 下記に当てはまる方</p> <p>平成25年9月1日以前から引き続いて、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方</p> <p><u>ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は申込みことができます。</u></p>	<p>申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。</p> <p>(1)</p> <p>平成25年9月1日以前から引き続いて、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方。</p>

	<p><u>イ  他の墓地又は納骨堂に遺骨があつて、その遺骨を改葬する方（改葬許可書がとれる方）</u></p> <p><u>*改葬許可書とは、既に墓地又は納骨堂にある遺骨全部を他の墓地に移す時に墓地等の管理者の証明を得て、墓地等の所在する市町村長の許可を得た書類のことをいいます。</u></p> <p>(3) 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。</p> <p>(4) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石等）を設置できる方</p> <p>(5) 使用料を平成26年12月26日（金）までに一括納入できる方</p>	<p>(2) 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。</p> <p>(3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石等）を設置できる方</p> <p>(4) 使用料を平成26年12月26日（金）までに一括納入できる方</p>	<p>(2) 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと。</p> <p>(3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石等）を設置できる方</p> <p>(4) 使用料を平成26年12月26日（金）までに一括納入できる方</p>
--	--	--	--

当 選 者 の 決 定		従来方式	新方式（案）
決定方法		<p>(1) 応募者が1名の墓地について その応募者に決定とする。</p> <p>(2) 応募者が2名以上の墓地について 抽選とする。</p>	<p>(1) 応募者が1名の墓地について その応募者に決定とする。</p> <p>(2) 応募者が2名以上の墓地について 抽選とする。</p> <p><u>ただし、現に遺骨を持っている方、または遺骨を改葬する方を優先とし、それでも重複した場合は、その方のみで抽選とする。</u></p>
抽選方法	抽選機	回転式抽選機	回転式抽選機
	抽選機の回転	市職員により抽選機を回転させる。	市職員により抽選機を回転させる。
	立会人	抽選日当日に、来場の申込者から2名の方を選出する。	抽選日当日に、来場の申込者から2名の方を選出する。
	抽選方法	<p>ア 抽選番号通知でお知らせした番号を応募者の抽選番号とする。</p> <p>イ 無抽選 応募者が1名の墓地については、無抽選とし抽選開始前に口頭により決定（当選番号）の発表を行なう。</p> <p>ウ 抽選方法 (ア) 墓地番号順に抽選を行なう。 (イ) 墓地番号毎に、抽選玉（それぞれの区画の申込者の番号を付したものを）を抽選機の中に入れる。（立会人に</p>	<p>ア 抽選番号通知でお知らせした番号を応募者の抽選番号とする。</p> <p>イ 応募者が1名の墓地については、無抽選とし抽選開始前に口頭により決定（当選番号）の発表を行なう。</p> <p>ウ 抽選方法 (ア) 墓地番号順に抽選を行なう。 (イ) 墓地番号毎に、抽選玉（それぞれの区画の申込者の番号を付したものを）を抽選機の中に入れる。（立会人に</p>

	<p>確認していただく。)</p> <p>(ウ) 抽選機を回転させ、最初に出た玉の番号が当選番号となる。(立会人に確認していただく。)</p> <p>(エ) 当選者決定後に、補欠の数だけ抽選機を回転させ、出た順番に補欠順位を決定する。(立会人に確認していただく。)</p> <p>(オ) 以下、応募区画数だけ上記抽選を繰り返す。</p>	<p>確認していただく。)</p> <p>(ウ) 抽選機を回転させ、最初に出た玉の番号が当選番号となる。(立会人に確認していただく。)</p> <p>(エ) 当選者決定後に、補欠の数だけ抽選機を回転させ、出た順番に補欠順位を決定する。(立会人に確認していただく。)</p> <p>(オ) 以下、応募区画数だけ上記抽選を繰り返す。</p>
--	--	--

注 意 事 項	従来方式		新方式（案）
	《遺骨をお持ちの方》	《遺骨をお持ちでない方も可》	《遺骨をお持ちでない方も可》
	<p>(1) 申込みは、1世帯1墓地（区画）とします。</p> <p>(2) 同一被埋葬者（遺骨）についての重複申込みはできません。</p> <p>※1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者について重複申込み等が明らかになった場合は、すべての申し込みを無効とします。</p> <p>(3) 申し込まれる墓地の申込区画及び申込者と被埋葬者（遺骨）との続柄（実父、長男等）が記載されていないもの、押印のないもの、所定欄に切手をはっていないものは、受付いたしません。</p> <p><b><u>(4) 申込者と被埋葬者（遺骨）の氏が異なる場合は、墳墓の祭祀者であることを証明する戸籍謄本が必要です。</u></b></p> <p>(5) 墓碑の建立は、原則として1墓地に1基とし、申込者名で建立（刻印）していただきます。</p>	<p>(1) 申込みは、1世帯1墓地（区画）とします。</p> <p>(2) 1世帯2通以上の申込みはできません。</p> <p>※1世帯2通以上の申込みが明らかになった場合は、すべての申し込みを無効とします。</p> <p>(3) 申し込まれる墓地の申込区画が記載されていないもの、押印のないもの、所定欄に切手をはっていないものは、受付いたしません。</p> <p>(4) 墓碑の建立は、原則として1墓地に1基とし、申込者名で建立（刻印）していただきます。</p>	<p>(1) 申込みは、1世帯1墓地（区画）とします。</p> <p>(2) 1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者（遺骨）について重複申込みできません。</p> <p>(3) 申し込まれる墓地の区画、申込者と被埋葬者（遺骨）との続柄（実父、長男等）等の記載漏れ、押印もれ、切手の貼り忘れ等、不備や誤記のないようご注意ください。</p> <p>(4) 墓碑の建立は、原則として1墓地に1基とし、申込者名で建立（刻印）していただきます。</p>

	<p>(6) 申込み受付後,申し込んだ区画の変更はできません。</p> <p>(7) 申込者の変更は,申込者の死亡のとき以外は認められません。</p> <p>(8) 提出していただいた書類等については,返却いたしません。</p>	<p>(5) 申込み受付後,申し込んだ区画の変更はできません。</p> <p>(6) 申込者の変更は,申込者の死亡のとき以外は認められません。</p> <p>(7) 提出していただいた書類等については,返却いたしません。</p>	<p>(5) 申込み受付後,申し込んだ区画の変更はできません。</p> <p>(6) 申込者の変更は,申込者の死亡のとき以外は認められません。</p> <p>(7) 提出していただいた書類等については,返却いたしません。</p>
--	--	--	--